

令和5年度当初

予算概算要求の概要 動物衛生課

令和4年8月

農林水産省

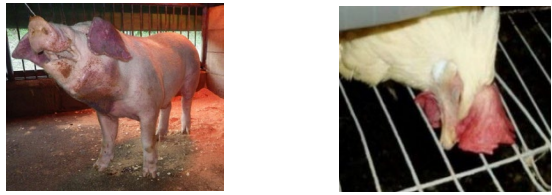
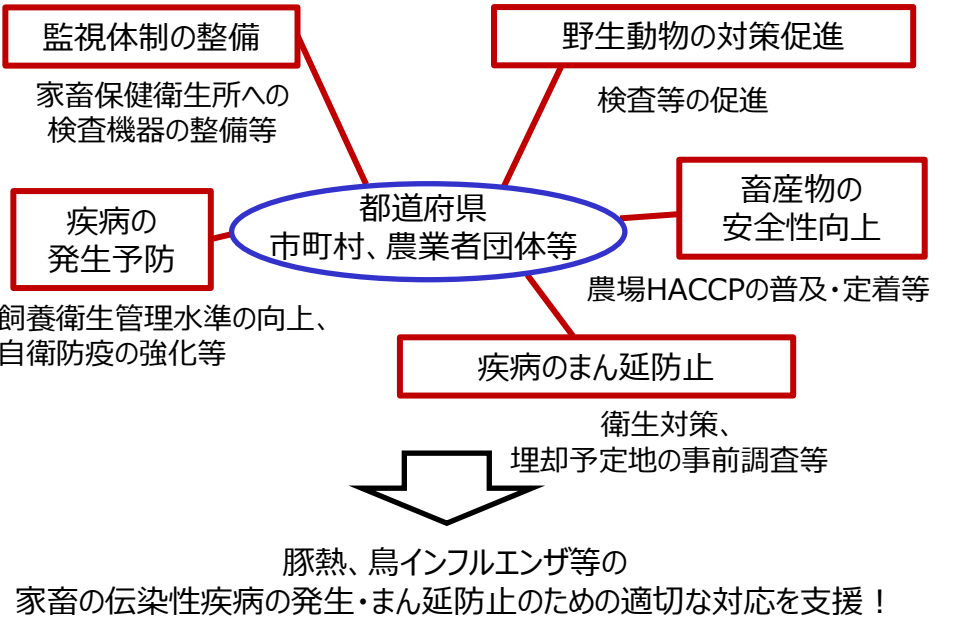
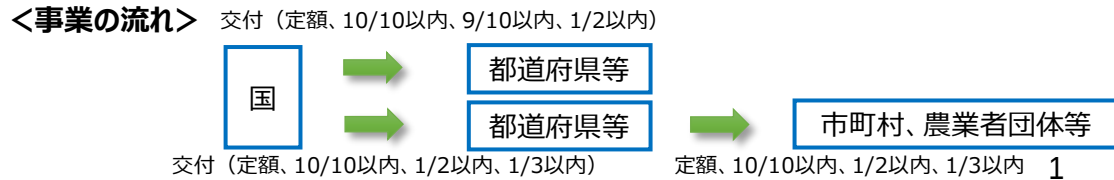
<対策のポイント>
都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進**の取組を進めます。

<事業目標>
家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 監視体制の整備**
家畜保健衛生所における豚熱及びアフリカ豚熱の**新たな検査法の導入に必要な機器の整備**等を支援します。
- 2. 家畜の伝染性疾病の発生予防**
 - ① 地域が一体となった**防鳥ネットや消毒機器の整備**等の**飼養衛生管理水準の向上**の取組を支援します。
 - ② 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善箇所**の確認点検**等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組**を支援します。
- 3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止**
 - ① 地域で課題となっている**生産性を低下させる疾病**について、関係者が一体となった**衛生対策の仕組みづくり**等を支援します。
 - ② **家畜の伝染性疾病発生時に備え**、地域における埋却予定地の事前調査を含む**防疫演習**について支援します。
- 4. 畜産物の安全性向上**
生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた**飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着**等を支援します。
- 5. 野生動物の対策強化**
野生動物におけるアフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る**野生動物の検査の促進**等を図るための取組を支援します。



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

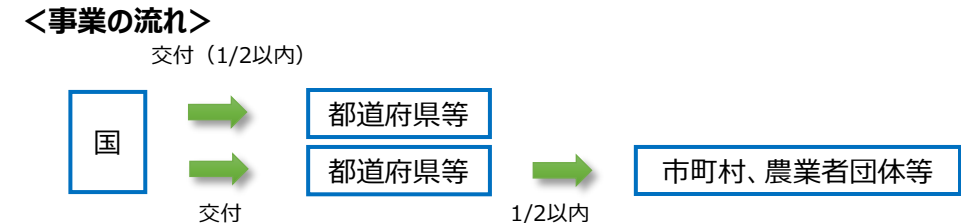
＜対策のポイント＞

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、適切な病性鑑定を実施するために必要な**家畜保健衛生所の施設整備、農場への離乳豚舎前室、車両消毒エリア、野生動物の侵入防止柵の整備**を支援します。

＜事業目標＞

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 病性鑑定を実施するための施設の整備 家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための病性鑑定検査施設、採材、検査、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等の関連施設の整備を支援します。	＜病性鑑定を実施するための施設の整備＞ 家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するための ・遺伝子検査 ・解剖及び採材 ・病性鑑定畜の保管 等を実施するための施設を整備 
2. 離乳豚舎前室の整備 離乳豚舎へのウイルスの持ち込みを防止するため、離乳豚舎の出入口に作業者の動線を管理し、更衣・長靴交換等を確実に実施するための前室の整備を支援します。	＜離乳豚舎前室の整備＞   離乳豚舎の出入口に動線管理を徹底するための前室の整備
3. 車両消毒エリアの整備 車両消毒時に生じた汚水等によるウイルスの農場内への侵入を防止するため、農場の車両消毒エリアの舗装等の整備を支援します。	＜車両消毒エリアの整備＞ 車両消毒エリアをコンクリート舗装等することにより、洗浄後の汚水等による車両等の再汚染を防止 
4. 野生動物侵入防止柵の整備 野生動物を介した家畜伝染病の発生を防止するため、野生動物侵入防止柵の整備を支援します。	



<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止を図ります。

<事業目標>

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止

<事業の内容>

<事業イメージ>

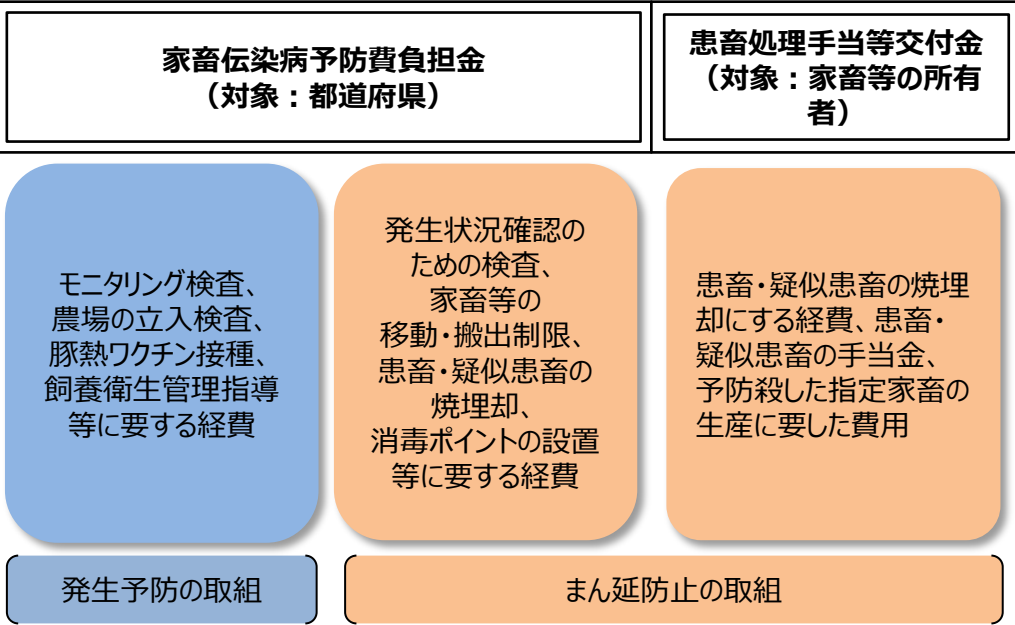
1. 家畜伝染病予防費負担金
- 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う
- ① 家畜の検査等に必要な資材費、薬品費

② 豚熱ワクチンの購入費及び接種に必要な資材費

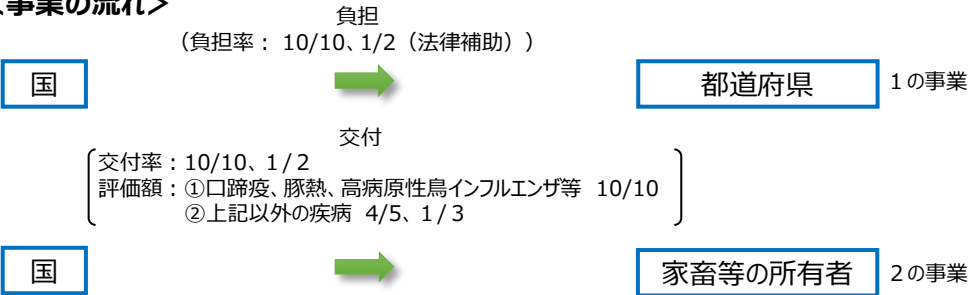
③ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費

④ 家畜の伝染性疾病的のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費

⑤ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額
- 等の全部又は一部について国が負担します。
2. 患畜処理手当等交付金
- 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜に対する手当金やその死体の焼却等に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。
- また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として、評価額全額を交付します。また、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金などを交付します。



<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組を推進します。また、H A C C P の考え方を採り入れた家畜の飼養衛生管理（農場H A C C P）への取組を強化します。

＜事業目標＞

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 農場H A C C P に取り組む農場の拡大

＜事業の内容＞

1. 疾病清浄化支援対策

- ① 全国流行疾病対策：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫（牛の血液の病気）、牛ウイルス性下痢に対し、まん延防止及び清浄化を推進するため、移動予定牛や発生農場等の検査及びリスク牛のとう汰等を支援します。
- ② 地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策：これまでに実施してきた衛生管理の点検と見直しや専門獣医師、衛生害虫対策の専門家によるコンサルティング等への支援について、我が国で26年ぶりに発生した豚熱や近隣諸国で発生しているアフリカ豚熱等の越境性疾病等の発生予防対策としても有効であるため、全国的に支援を強化します。

2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策

飼養衛生管理の向上のため、自主的に民間獣医師等の衛生指導を受ける取組、吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための組織的ワクチン接種を支援します。

3. 農場H A C C P 導入推進強化事業

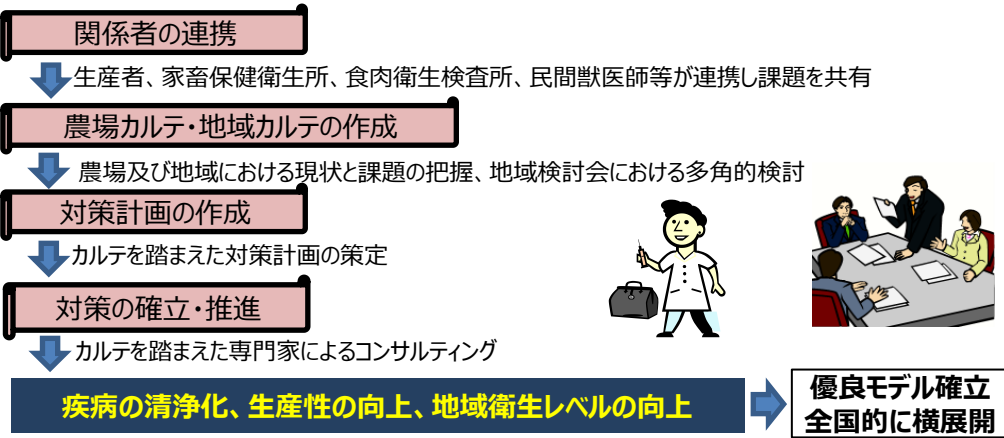
農場H A C C P の導入を推進するため、座学研修のほか、多様性に富んだ農場に幅広く知識を応用するための実地研修を通じて指導を担う農場指導員を養成し、地域における指導体制を強化します。

＜事業の流れ＞

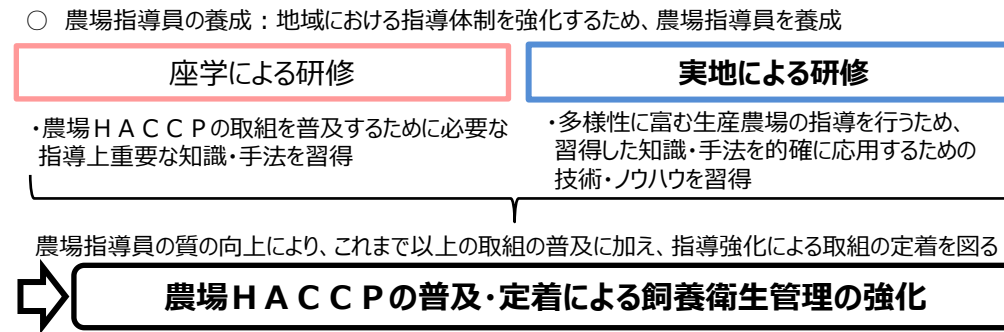


＜事業イメージ＞

＜事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策＞



＜事業3：農場H A C C P 導入推進強化事業＞



＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視するとともに、消費者や生産者の信頼を確保するため、**死亡牛のBSE検査を円滑に進めます。**
（なお、死亡牛のBSE検査については平成31年度から①全月齢の臨床疑い牛、②48か月齢以上の歩行困難牛は従来どおり実施し、①②以外の一般的な死亡牛は対象月齢を48か月齢以上から96か月齢以上に引き上げました。）

＜事業目標＞

死亡牛BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

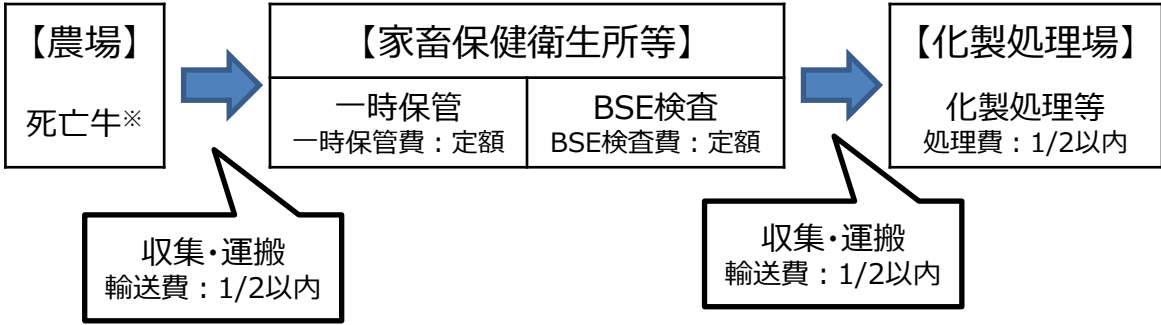
＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、BSE検査及び同検査の対象となる**死亡牛の運搬、処理等に対して助成**を行います。

＜事業イメージ＞

【死亡牛のBSE検査及び同検査の対象牛の運搬、処理等に対する助成】



※一般的な死亡牛の検査対象月齢：48か月齢以上→96か月齢以上

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

豚流行性下痢のワクチン等について、**需要急増時に備えた保管を支援し、安定的な供給体制を整備・維持することにより、緊急時に動物用ワクチン等が不足する事態を未然に防止します。**

＜事業目標＞

緊急時における動物用ワクチンの安定供給体制の整備・維持

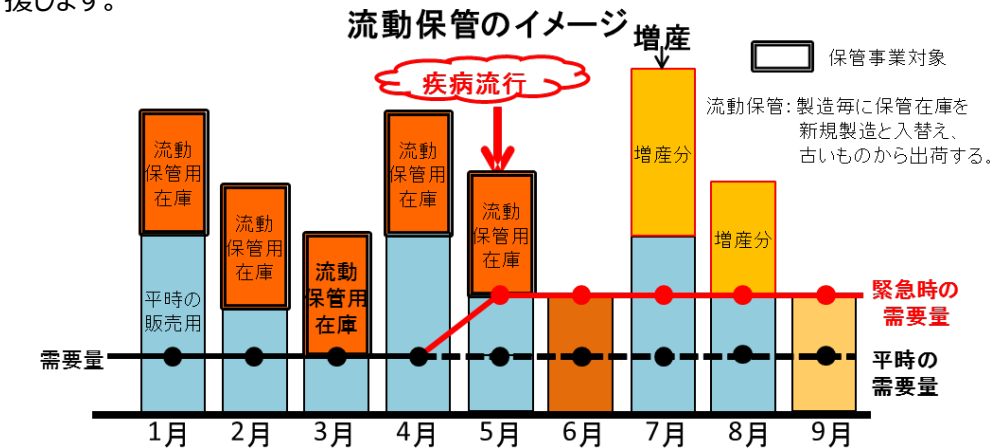
＜事業の内容＞

1. 緊急時ワクチン等流通体制整備

保管対象ワクチン等の選定・保管量の算定を実施するとともに、緊急時に備えたワクチン等の流通調整体制の整備を行い、国内におけるワクチン等の供給体制の構築を技術的に支援します。

2. 動物用ワクチン等保管費

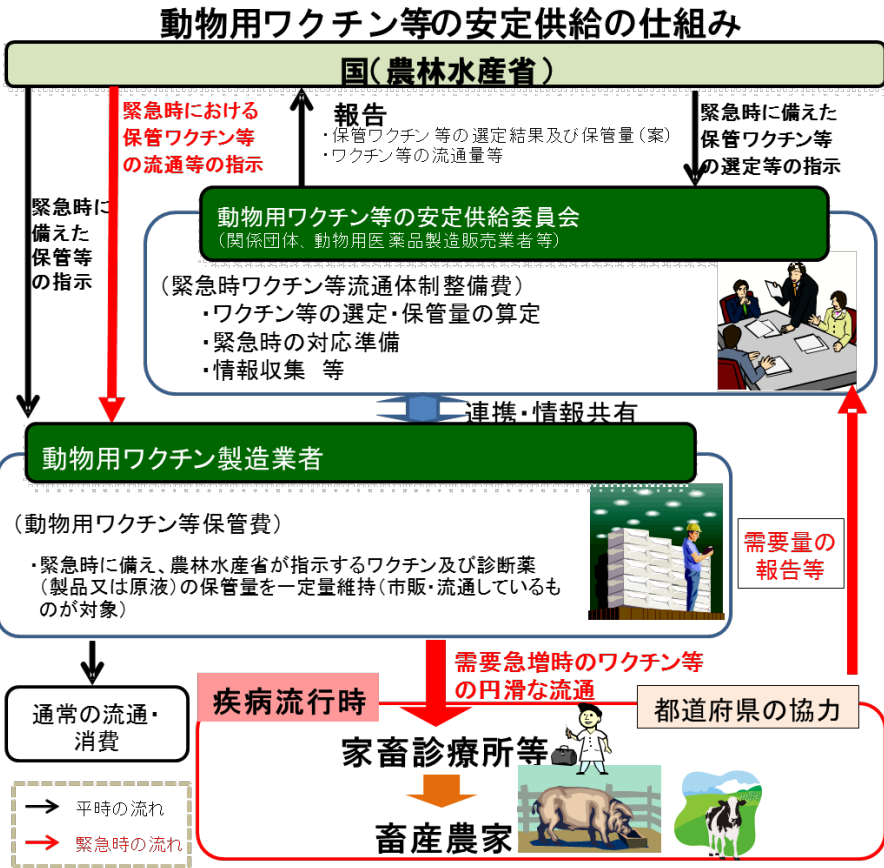
ワクチン等の保管に際して生じる金利、保管経費、冷蔵装置の整備等必要な費用を支援します。



＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病の適切な監視及び的確な診断体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の防疫上重要な疾病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾病の診断体制の整備に資するよう、**病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布**を行います。

② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化

口蹄疫及びアフリカ豚熱について、**国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化**します。

③ 有効なサーベイランス体制の構築

輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、**疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価**します。

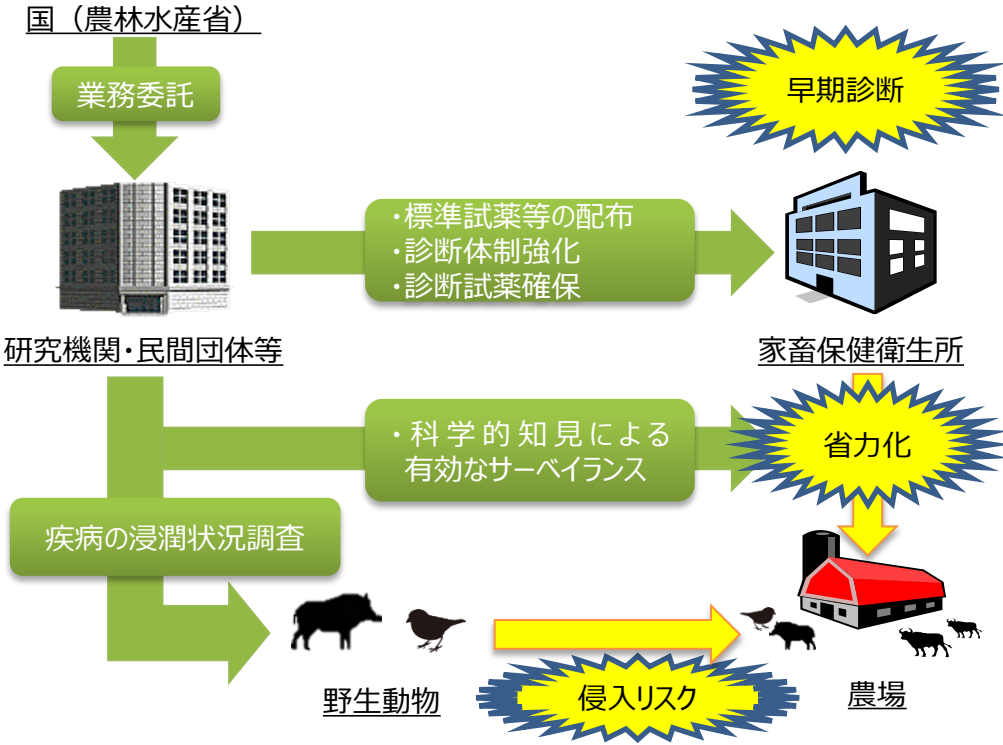
2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等の診断試薬を確保し、万が一の国内侵入時に備え、診断体制を構築・強化します。

3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、**家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査**します。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物間での家畜疾病の感染予防及びまん延防止の対策**の実施に必要な**人材の育成・強化**に取り組むとともに、登山等による**入山者とのリスクコミュニケーション**を推進します。

<事業目標>

①野生動物を対象とした防疫体制の整備の推進 ②一般の入山者における野生動物対策の理解醸成の推進

<事業の内容>

1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化 73百万円

① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業者などの山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築し、交差汚染防止技術等の**防疫対策に必要な技術・知識の付与**を図り、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・強化**を図る取組を支援します。

② 野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**及び山林での防疫対策に必要な資材の整備を支援します。

2. 情報発信の強化 26百万円

野生動物だけでなく、人やモノを介したウイルスの運搬による野生動物間の感染の予防及びまん延防止のため、**登山等の一般の入山者への情報発信を強化し、リスクコミュニケーション**を推進します。

<事業の流れ>

補助（1／2以内）

国

委託

都道府県

民間団体

（1の事業）

（2の事業）

<事業イメージ>

1の事業

- 狩猟者や森林作業者等との連携を図るための組織の構築及び必要な技術や知識を付与するための研修を実施。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう実地演習を実施するとともに山林での防疫対策に必要な資材を整備。

2の事業

- 野生動物対策が実効あるものとなるよう、一般市民を対象としたプロモーションやリスクコミュニケーションを実施。

8

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制への信頼性の向上のため、OIE認定施設の国際的な活動を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響がでる疾病等への診断・対策強化による我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

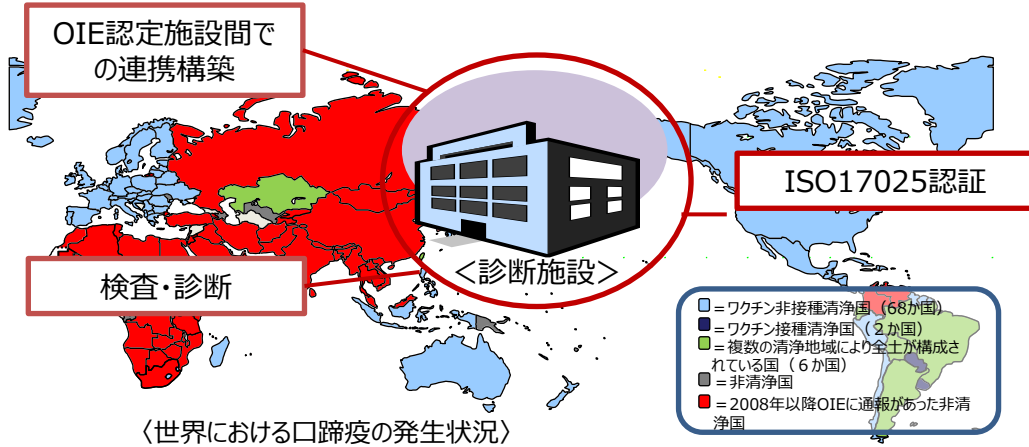
1. OIE認定施設の国際的な活動の支援

OIE認定施設間での連携構築に係る費用や、国内及び国外からの検査・診断要請に対する検査・診断費を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO 17025の認定を受けるために必要な審査費用及び検査機器外部点検費用を支援します。

＜事業イメージ＞



OIE認定施設間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保



- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

動物検疫体制を充実強化することにより、アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、水際措置に万全を期します。

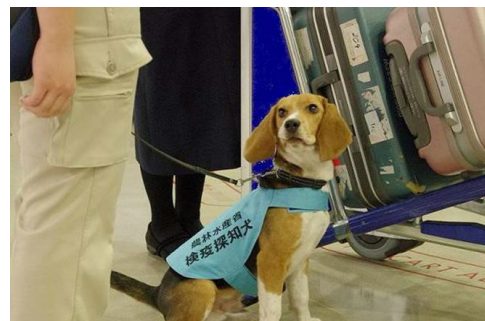
<政策目標>

家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

<事業内容>

<事業イメージ>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されており、**我が国へのアフリカ豚熱等の家畜の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実強化**に取り組みます。



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際郵便局で活動する検疫探知犬>

家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）

①**動植物検疫探知犬140頭体制を維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動を充実させるとともに、②インターネットを活用した海外での情報発信、海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動**等を行います。